

## 生活保護制度の現状と課題

中部学院大学 教授 柴田 純一 氏

○第一条 この、法律は、日本国憲法第二十五条に規定する地点に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保護するとともに、その自立を助長することを目的とする。

○いくら支給されるのか。

第1類 食費など 70歳以上 33830円、年齢別の基準生活費

第2類 人数分1人 40800円を足したものが基準生活費

二人になっても電気代が2倍にならない。母子加算、障害者加算がある。

入院患者基準額は、入院したらこれだけになる。入院したらもらえなくなる。高齢者だと年金との差額。

生活保護費は、公務員の給与も関係してくる。それは、社会保障の最低水準と言われている。生活保護が下がれば自分の生活も下がる。

○国民の権利。

・第二条 誰でも受けることができる。そして、それを具体化しているのが第7条。

申請が無くても生活保護が受けられる。ということはやれということ！

・第四条 資産と能力。貯金がある人は貯金を使ってくれということ。

労働能力はグレーなところがある。稼働能力があるのかないのか。3年前に病院を退院している人の場合はどうするのかは、主治医の判断。医学的な見地から見る。

・第二十四条 誰でも申請が受けられる。申請が出たら決定しなければいけない。

ダメと決定するときは、

①労働能力があるかどうか。

②仕事を意志があるのか。

③その人にふさわしい仕事場があるのか。証明しないと却下は出来ない。

・第十九条 ホームレスも現在その人がいる場所の事務所が担当する。今はインターネットがあるので、市役所での事例が全国に広がっていく。お金があるのかどうか詳細に生活を聴く。実態調査で自宅に行く。

**そこにあるという事は証明は簡単だが、無いという事を証明するのは難しい。**

全国の福祉事務所職員は4人に1人は1年未満であり、職員の習熟度が対応についていない。

住んでないのに住んでいると言う人も居る。夜になると子どものところに行く人も居た。

○水際作戦

検診命令だとホームレスの人は面倒くさくて帰ってしまう。

2013年12月に生活保護法が改正になった。生活保護バッシング。生活保護を悪用する人が山ほどいる。

2012年お笑い芸人の母の事件からバッシングが始まり、厳しくなった。

2013年3月に改定可決。付帯決議。改正するけど水際作戦をしてはいけないと明記。

悪意でやるのは犯罪。各自治体で福祉事務所は肝試しで行かせるのはダメ。

福祉事務所職員は難しい局面の中で仕事をしている。

生活保護220万人で、対象者の2~3割しか生活保護を受けていない。

定年退職した人が高くて特養に入れない。

○20対80の法則

全部のお客様が仕事を作ってくれるのではない。一部のお客様。社会的孤立から生活保護になっていく。何も決まっていなくてやっていくので難しい。

職員の業務で重要なこと

- ①社会保障の役割が大事
- ②孤立している人を助ける。
- ③不正自給を防ぐ。

生活保護75%、県と市が折半25%。地方交付税交付金などで国からでもあるし、生活保護費は経済的効果が生まれる。

住むところ居場所が無い。何故、社会福祉協議会は宿泊施策をしないのか。

炊き出しの半分は生活保護。給料が入ったと言って東京行って散在。金が無くなると炊き出しに並ぶ。炊き出しネットワークで3度食えるからいい。

しかし、炊き出しに並ぶのも簡単ではない。一杯のカレーを食べるのにも長時間並ぶので大変。並ぶのは、繋がりを求めている。年代も高齢化。行くところが無かったら、キラキラしているところに行きたくなる。

以上